

令和2年12月17日
消費者庁

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に対する
意見募集の結果について（概要）

消費者庁では、「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、御意見の趣旨又は理由が不明確なものや、本意見募集の対象となる事項以外の御意見などについては、取り上げておりません。また、意見に対する考え方については現時点のものです。

1. 意見募集期間：令和2年10月14日～同年11月15日

2. 意見提出方法：電子メール、ファックス又は郵送

3. 寄せられた意見総数：138件

※ 意見提出の方法により、複数の意見内容を含むものもまとめて1件としてカウントしている場合があります。

4. 主な意見の概要と意見に対する考え方：別紙のとおり

目次

総論に関する意見	1
産地、品種及び産年の表示の根拠資料に関する意見	3
根拠資料の確認・保管の義務付けに関する意見	4
表示確認方法に関する表示に関する意見	5
施行時期に関する意見	6
監視体制に関する意見	7
制度の周知に関する意見	7
未検査米の品質に関する意見	7
農産物検査制度に関する意見	8
その他の意見	8

主な意見の概要	意見に対する考え方
総論	
<p>改正案に賛成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在も米トレサ法にのっとり、産地を伝票に記載した上で、併せて品種産年を伝票に記載し、未検査米を販売している。しかし、容器包装に産地、品種及び産年の表示（以下、「3点表示」という。）はできないため、消費者はなぜ3点表示されていないのか理解出来ない状態だと思われる。生産者の申告にも食品表示法が適用されることで責任を持って生産者が申告するようになると考える。 ・ 米の品種、産地、産年は、消費者の選択にとって重要であるため、農産物検査を受けているか否かに関わらず、これらを表示できるとする案を基本的に支持する。 	<p>御意見ありがとうございます。消費者及び食品関連事業者双方にとってより良い制度にしていきたいと思います。</p>
<p>改正案に反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米の生産量の7割が検査米として流通している状況で、ごく一部の未検査米のために表示制度を変更すべきではない。 ・ 農産物検査を受けていない米に、産地、品種及び産年の表示を可能とすることに反対する。現状、第三者機関による農産物検査証明を、表示の唯一の根拠とすることで、流通形態が複雑であっても、食品表示に関する消費者の信頼を得ている。制度の見直しにより、食品の表示について、流通業者及び消費者からの信用を損なうことは明白で、制度の改廃に反対する。 ・ 農産物検査による証明を受けていない場合に3点表示を可能とする改正について反対する。現状、生産者の種子の更新が自家採取によるものが多く、品種・産年の確証が取れにくい中で農産物検査を実施している。そのため、検査員による目視検査を経て、品種・産年の特定をしている状況である。未検査米に3点表示を可能とした場合、種子の更新を確実にを行う等の規定がなければ、品種・産年の確証が取れないと考える。 	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、農産物検査を要件とする食品表示制度の見直しを行うこととされたことを踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> <p>今般の改正により、農産物検査証明を受けていない米穀であっても、農産物検査における産地、品種及び産年の確認に使用されている書類と同様の根拠資料の保管を義務付け当該資料により客観性を担保することにより、表示の真正性を担保することで産地、品種及び産年の表示を可能とします。この場合、消費者の選択に資する適切な表示事項が表示され、消費者にとっては食品を選択する上での情報量が増えることとなります。また、農業者にとっては、表示のためだけに農産物検査を受検する必要がなくなり、米穀の生産に係るコストダウンが図られます。</p> <p>なお、表示の根拠となる情報につきましては、米穀の現物とセットで生産者から表示責任者までの全ての流通段階で確実に伝達されなければ、表示することはできません。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>制度設計について</p> <ul style="list-style-type: none"> 農産物検査を受検していない原料玄米を原料とする精米等の表示については、農産物検査とは異なり、その根拠が第三者証明ではないことから、不適正表示を防止し、消費者の利益や表示への信頼性を確保できるように制度設計すべき。規制改革実施計画における「農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にする」との趣旨を踏まえれば、農業者以外の販売者に対しても、農業者と同等の資料保管を義務付けるよう、制度設計すべき。 	<p>今回の改正案は、規制改革実施計画を踏まえ、農産物検査による証明を受けていない場合であっても産地、品種及び産年の表示を可能とし、一方で、根拠が不確かな表示がなされた米の流通を排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、産地等の根拠を示す資料の保管を義務付けています。具体的には、農産物検査での確認に使用されるものと同様の根拠資料の保管を3点表示を行うための要件とすることとしているため、当該資料により客観性が担保され、表示の真正性を担保できると考えております。また、表示の根拠資料の保管につきましては、表示責任者である販売者が行うことが原則となります。ただし、生産者しか持ちえない資料等につきましては、表示責任者の実行可能性も勘案し、表示責任者において当該根拠資料を速やかに確認できる措置がとられている場合に限り、生産者等の保管を認めることとする旨を食品表示基準Q&Aで示すこととしております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 現状でも、インターネット等では生産者の直売品で、不正な表示がなされた精米が販売されており、それらが見逃されている中、改正した場合、不正事案を取り締まれるのか疑問。改正案は、第三者による検査（農産物検査）ではなく、表示責任者自らが書類を整備する仕組みであるため、不正が起りやすく、現状よりも更に取締りが困難になるのではないかと懸念。消費者は精米の表示を信頼して購入するため、コストを優先しすぎることによって、消費者の安心を奪ったり、消費者が騙されやすい仕組みとしてはいけない。 	<p>現行、検査証明がある米の疑義案件に対する立入検査においては、当該検査証明のみならず産地、品種、産年の表示に係る根拠資料や送り状、納品書等の根拠資料を確認しているところです。改正案では、農産物検査での確認に使用されるものと同様の根拠資料の保管を3点表示を行うための要件とすることとしているため、当該資料により客観性が担保され、表示の真正性を担保できると考えております。また、改正後については、このように検査証明がある米とそうではない米とで、監視の際に確認する資料は同じであるため、監視が困難になるということはありません。なお、事業者にも不正な表示が認められた場合には、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」に基づき、確認された内容に応じて、指示又は指導を行っていくこととしています。</p>

産地、品種及び産年の表示の根拠資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 具備すべき根拠資料について、例えば原料玄米の生産者の種子・苗の購入伝票、営農計画等の作付情報など、具体的に明示すべき。 	<p>根拠資料につきましては、種子や苗の購入記録、営農計画書等の資料の保管が必要である旨を具体的に食品表示基準Q & Aで示すこととしております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地、品種を証明し得る客観的根拠は、DNA鑑定以外に想定できないが、それも鑑定試料の証明根拠にしかならず、流通する米穀全体の証明根拠にはならない。 	<p>表示の根拠となる情報につきましては、米穀の現物とセットで生産者から表示責任者までの全ての流通段階で確実に伝達されなければ、表示することはできません。また、産地、品種及び産年の表示の根拠資料を保管することにより、客観的に産地、品種及び産年の真正性が担保されると考えております。なお、具体的な根拠資料としては、農産物検査における確認で使用されている資料と同様の種子や苗の購入記録等の生産に係る資料や納品書、送り状等の流通に係る資料のほか、製品に使用されている原料米穀について、原料米穀と製品の相互の関係が明らかとなる資料を保管する必要がある旨を食品表示基準Q & Aで示すこととしております。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
根拠資料の確認・保管の義務付け	
<ul style="list-style-type: none"> 検査米同様、未検査米の根拠資料についても、即時に把握される必要がある。未検査米への3点表示にあたり、販売者が、販売開始から販売後一定期間まで、根拠資料を保管することを義務付けるべき。 	<p>表示の根拠となる情報につきましては、米穀の現物とセットで生産者から表示責任者までの全ての流通段階で確実に伝達されなければ、表示することはできません。また、表示の根拠資料の保管につきましては、表示責任者である販売者が行うことが原則となり、農産物検査における確認で使用されている資料と同様の種子や苗の購入記録等の生産に係る資料や納品書、送り状等の流通に係る資料のほか、原料米穀と製品の相互の関係が明らかとなる資料が含まれます。このうち、生産者しか持ちえない資料等につきましては、表示責任者の実行可能性も勘案し、表示責任者において当該根拠資料を速やかに確認できる措置がとられている場合に限り、表示責任者以外の保管を認めることとする旨を食品表示基準Q&Aで示すこととしております。</p> <p>なお、表示責任者において、当該資料を速やかに確認できる措置がとられていなければ、根拠資料を保管しているとはみなされないため、3点表示を行うことはできません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 産地、品種、産年を表示する場合は、販売事業者は、販売する米穀の産地、品種、産年に関する根拠を保有し、それを一定期間保存する仕組みを要望する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 消費者の信頼維持のため、未検査米であっても、産地・品種・産年が証明できる根拠資料や、流通経路及び保管状況が把握できる資料の保管を義務付けるべき。 	
<ul style="list-style-type: none"> 産年、産地、品種の根拠となる情報は、米の現物と一緒に流通する農産物検査証明以外は、本来、生産者しか持ちえないものである。そのため、未検査米に三点セット表示する販売業者に対し、その表示の根拠資料を保存することを義務付けるのであれば、根拠資料が、米の現物とセットで、生産者から販売業者までの全ての流通段階で確実に伝達されるとともに、販売業者の保管期間と同一期間、当該資料が保管されるべきである。 	
<ul style="list-style-type: none"> 未検査米への3点表示にあたり、販売者自らが農産物検査と同等の客観的な根拠資料を確認することを義務付けるべきである。 	
<ul style="list-style-type: none"> 未検査米への3点表示については、農産物検査と同等の根拠資料の確認、第三者機関による証明・確認を義務付けるべき。 	<p>改正案では、農産物検査での確認に使用されるものと同様の根拠資料の保管を3点表示を行うための要件とすることとしているため、当該資料により客観性が担保され、表示の真正性を担保できると考えております。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
表示確認方法に関する表示	
<ul style="list-style-type: none"> 産地、品種、産年等の「表示の確認方法」の表示は必要ないとする。リンゴやミカンなど米以外の農産物は、事実に基づき産地、品種名を標示しており、その確認方法は表示されていない。米にのみ確認方法を表示可能にすれば、表示があるものと無いものが混在し誤解や混乱が生ずる。また、意図的に偽装表示しようとする者が、その表示の根拠を正しく表示するとは考えられないため、「表示の確認方法」の表示の義務付けは、偽装表示の抑止にはならない。事実を確認できる根拠の保存で十分である。 	<p>改正前の食品表示基準では、産地、品種及び産年の表示の真正性の担保をするために農産物検査を要件としていましたが、改正案にあっては表示の根拠資料の保管の義務付けにより、農産物検査の受検の有無と関係なく産地、品種及び産年の表示の真正性が担保されることとなります。したがって、農産物検査の受検の有無により差が生じないものに、農産物検査を受検した旨や受検していない旨の表示を義務付けることは適切ではないと考えています。あくまで、表示事項の根拠の確認方法の表示については、生産者や販売者の方が販売促進等の観点から行う表示と考えており、このため、任意表示が適当です。</p> <p>ただ一方で、農産物検査の受検の有無を知りたいという消費者への配慮も必要なことから、表示の根拠の確認方法については任意で表示することを可能としております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 通常、コメは様々なルートから仕入れた物を混合して使用するため、未検査米への3点表示の根拠に関する表示が義務になれば、表示が現実と乖離すると考えられる。表示根拠は表示する者が仕入伝票を担保に表示しているのであり、消費者には不要な情報だと考える。 	
<ul style="list-style-type: none"> 現行制度の検査米は「農産物検査証明による」との表示はされていないため、改正後、未検査米に係る任意表示欄を空欄とした場合、現行制度の検査米と未検査米との表示が全く同じになってしまう、消費者の誤解を招く懸念がある。消費者利益の観点からも検査米と未検査米の区分がつくようにすべきである。 	
<ul style="list-style-type: none"> 農産物検査を受検した米は、産地、品種や品質が明確であり、原料玄米が検査米なのか、未検査米なのかは、消費者にとって大変有益で重要な情報であることから、表示の確認方法については、任意表示ではなく義務表示とすべきである。 	
<ul style="list-style-type: none"> 産地、品種、産年の表示が農産物検査証明によるものか、その他の品質確認によるものかの記載は、任意表示ではなく義務表示とすべき。任意表示でも良いとされた場合、消費者の混乱を招く恐れがある。米の表示制度の信頼性維持のため、義務化が必要である。 	
<ul style="list-style-type: none"> 表示事項の根拠については、関係業者に自覚と責任を持たせる観点からも、表示を義務付ける必要がある。 	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> 改正案では、検査を受けていない「未検査米」について、精米所や農家自身が確認して産地・品種・産年を表示できるようになるようだが、「自身で確認している」というのは、どこまで信用できるのか。農産物検査を受けていることに意味があるのであれば、未検査米と検査米とが、ほぼ同じ産地・品種・産年の表示がされていて、「検査証明による」と「精米所確認による」という部分の表示だけが違うことになると、消費者はその意味が解らないまま購入してしまうことになる。検査を受けている米と、受けていない米に違いがあるのであれば、紛らわしい表現の違いにはしないようにしてほしい。また、検査を受けていることの意味がそれほど無いのであれば、未検査米であっても、検査を受けた米と同一の表示になるようにしてほしい。 未検査米の表示にあたって第三者認証が必要ない場合、第三者認証のある検査米と未検査米を消費者が選択できる権利が与えられるべきである。現状、検査米の表示の根拠に関する記載がないところ、改正後は、表示の根拠を示す表示は任意表示となるため、空欄とした場合、改正前の検査米と改正後の未検査米の表示が同一になる。よって、消費者が検査米と未検査米を選択する権利を奪われる点について、十分に消費者委員会で議論いただきたい。 	<p>改正前の食品表示基準では、産地、品種及び産年の表示の真正性の担保をするために農産物検査を要件としていましたが、改正案にあつては農産物検査における確認で使用されている資料と同様の表示の根拠資料の保管の義務付けをし、当該資料により客観性が担保され、農産物検査の受検の有無と関係なく産地、品種及び産年の表示の真正性が担保されることとなります。したがって、農産物検査の受検の有無により差が生じないものに、農産物検査を受検した旨や受検していない旨の表示を義務付けることは適切ではないと考えています。あくまで、表示事項の根拠の確認方法の表示については、生産者や販売者の方が販売促進等の観点から行う表示と考えており、このため、任意表示が適当です。</p> <p>ただ一方で、農産物検査の受検の有無を知りたいという消費者への配慮も必要なことから、表示の根拠の確認方法については任意で表示することを可能としております。</p>
施行時期	
<ul style="list-style-type: none"> 経過措置期間を設けることで、包材のロスが軽減されることから、経過措置期間を「精米時期」への表示変更に合わせて、2022年3月31日以降としていただきたい。 	<p>本年3月の精米時期表示の改正に関して、経過措置期間を設けたのは、この改正により、全ての事業者が玄米及び精米の表示（食品表示基準別記様式4）の様式を変更する必要があり、包材の改版に時間を要するためです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 円滑な導入をはかるため、十分な移行期間（3年程度）を設定すべき。 	<p>今回の改正案は、食品関連事業者に新たな表示を義務付けるものではなく、今まで3点表示できなかった農産物検査を受検していない米穀について、3点表示を可能とするものであり、流通に混乱が生じるとは考えておりません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍等により米の需給が緩和し価格も下落しており、令和3年7月以降も、近年にない量の前々年産、前年産の米が長期にわたり流通することが見込まれる。このような状況の下、改正することは、流通の混乱、価格の低下に繋がりがねないため、新基準の施行は延期すべきである。 	<p>また、現行、農産物検査を受検しているものについては、変更の必要がないため、特段の準備期間は必要ないと考えています。今回の改正案は、消費者及び生産者の利益となる改正であることから、次年産である令和3年産米の流通から表示可能となるように施行時期を定めています。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
監視体制	
<ul style="list-style-type: none"> 未検査米の3点表示の根拠資料の整備・保管状況、内容等について、行政機関によるチェックを徹底すべき。 新たな未検査米への3点表示について、重点的に監視・指導し、厳格に罰則を適用すべきである。 表示の根拠資料が保管されているかどうかの確認は、どの段階でどの行政機関が行うのか。そこまで人手をかけてやるべきことなのか。具体的に示すべき。 	<p>国（消費者庁、農林水産省等）及び都道府県等が、食品表示法等に規定されたそれぞれの役割分担のもと、事業者への立入検査等を通じて、適正な表示が行われているか表示の根拠となる書類等を実際に確認し、効果的かつ効率的な監視に努めることとしています。また、事業者に不適正な表示が認められた場合には、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」に基づき、確認された内容に応じて、指示又は指導を行っていくこととしています。</p>
制度の周知	
<ul style="list-style-type: none"> 検査証明を前提としてきた精米の表示と流通に大きな影響を与えることになるため、消費者を始めとする、米流通に関わる全ての関係者が、農産物検査と新たな食品表示基準について正しく理解できるよう、周知徹底を図るべき。 消費者や流通業者等の関係者が制度の見直しの趣旨と内容を十分理解できるよう、行政機関が責任を持って周知を徹底すべき。 	<p>改正案の内容だけではなく、そもそもの農産物検査への理解促進を図ることが重要であると考えており、農林水産省とも連携し、消費者及び事業者それぞれへの周知普及に努めてまいります。</p>
未検査米の品質	
<ul style="list-style-type: none"> 現在、3点セット表示されている検査米は、そのほとんどが農産物検査によって1等または2等に格付けされた米であり、それ以外の米は主食用以外の用途に使われている。今回の案では、品質に関わらず、未検査米に3点セット表示して主食用に販売できるようになっているが、3点セット表示されている精米を購入すれば、消費者が従来どおりの品質を期待できるよう、3点セット表示する未検査米は農産物検査と同等の品質確認を行うべきである。 3点セット表示する未検査米は、品質が安定しないため、農産物検査と同等の品質確認を行うことを要望する。 農産物全体の品質低下や、品種が不確かな米の流通による米業界全体の信頼性が低下する懸念があるため、未検査米には最低でも2等以上の品質を求めるべきである。 	<p>現行の食品表示基準上、3点表示を行う場合は、当該表示に係る農産物検査による証明を求めています。等級については規定していないため、1等や2等に格付けされる米穀でなく、3等や規格外に格付けされる、いわゆる、品質が劣る品位の米であっても、3点表示は可能となっております。したがって、農産物検査を受検し、3点表示を行っているからといって、品質の担保が行われているわけではありません。</p> <p>また、3点表示については、農産物検査での確認に使用されている資料と同様のものを保管することを要件とすることにより表示の真正性は確保されると考えており、米の表示への信頼が損なわれるとは考えておりません。</p> <p>あくまで、米販売事業者においては、検査米、未検査米にかかわらず、消費者のニーズに応じ、消費者が求める品質等の米を販売されており、今後も同様に消費者のニーズに応じ、販売されていくと認識しています。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
農産物検査制度	
<ul style="list-style-type: none"> 農産物検査の効率化については、積極的な見直しが必要であるものの、これまで米の品質等を確保する上で重要な役割を果たしてきた農産物検査制度を十分評価し、現行制度を維持すべきである。 今回は J A S 規格への一本化は見送られたが、農産物検査本来の意義が失われる内容の検査規格にならないことを強く望む。 	<p>農産物検査制度を所管している農林水産省にお伝えさせていただきます。</p>
その他	
<ul style="list-style-type: none"> 輸入米の場合、産地、品種、産年に関する根拠資料の確認等の担保は困難と思われるため、輸入米の場合は、自主的な確認による表示は認めず、表示にあたっては輸出国の公的機関の証明を必要とすべき。 	<p>産地、品種及び産年の表示の根拠資料を保管することにより、客観的に産地、品種及び産年の表示の真正性が担保されると考えております。表示の根拠資料の保管につきましては、表示責任者である販売者が行うことが原則となりますが、生産者しか持ちえない資料等につきましては、表示責任者の実行可能性も勘案し、表示責任者において当該根拠資料を速やかに確認できる措置がとられている場合に限り、表示責任者以外の保管を認めることとする旨を食品表示基準 Q & A で示すこととしております。</p> <p>したがって、海外の生産者等に根拠資料が保管されていたとしても、表示責任者において、当該資料を速やかに確認できる措置がとられていなければ、根拠資料を保管しているとはみなされないため、3点表示を行うことはできません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 複数原料米は古米やくず米を混ぜられても消費者には見分けできず、表示が「優良誤認」となり、消費者に多大な不利益がある。「複数原料米」は「国内産 △割」ではなく、品種、産年、産地（外国産は国名）を使用割合の高い順に表示すべき。ふるい下米を使用している場合は「特定米穀」の表示を義務付けるべき。 	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 改正案では、ブレンド米の場合、古米の産年を表示しないことも可能になってしまうため、「複数原料米（ブレンド米）」の場合は国産、輸入ともに産地と割合表示に加えて「産年」表示を義務付けるべき。 	